

請書の用紙は、この省令の施行後も、当分の間、なおこれを使用することができる。

土交通省令第一号)

土交通省令第一号

この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

附則（令和元年）

附 則（令和元年六月二八日法務省・國

土交通省令第一号

国土交通省令第一号

する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年
国土交通省令第三号）

附 則（令和二年一月二三日法務省
・
国土交通省令第三号）

（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行す

卷二

（経過措置）この省令の施行の際現にあるこの省令による

古事記の様式は、後編續篇、三つの間に、この種を
取り繕つて使用することができる。

關東省令第一號(昭和二年一月一日施行)

第一号書式（第2条第5項関係）

第一号書式（第2条第6項関係）

第二号書類(被監査者提出書類)		(平成16年4月1日～6月30日、平成17年1月1日～令和元年3月31日)	
(日本農業振興公債)			
期 別			
1 取扱い状況と取扱いの各区分及び内訳			
2 有効化申請			
3 買取・売却実績とことごとくの内訳			
4 勘定科目別取扱い状況(月別内訳)			
経 計 号 番 号 経 計 号 番 号 表 格 名 所有地合計額			
年間使用 額	月	年間使用 額	月
① 有効化申請(被監査者提出書類)の内訳			
経 計 号 番 号 会員登記番号	枚数	年間額	月額
年間登記	冊	円	円
年間登記	冊	円	円
八 預貯金取扱い状況			
経 計 号 番 号 純 額 金 純 額 金			
年間預入	円	年間預出	円
年間預入	円	年間預出	円
上記のうち預り資本額			
年 月 日	監査官の名前		
位 称			